

税 務 だより



めてください。なお、納税には便利で安全な口座振替をご利用ください。

ている人が、その障がい者の所有する軽自動車等で、その人のために運転している人。

注意

- ▽軽自動車税（種別割）
税務課固定資産グループ
☎95-11113
- ▽自動車税
愛知県東尾張県税事務所
☎0568-81-3139

●減免は、障がい者等1人につき1台です。自動車税（種別割）の減免を受けている方は該当しません。

軽自動車税（種別割）の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税の納税が困難である場合に徴収猶予および換価の猶予等、納税を猶予する制度があります。

大口町では納税者の方の申請により、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

減免の要件

問合せ先 税務課収納グループ
☎95-11114

納税等窓口延長

日時 5月27日（水）
午後7時まで開設
納税・各種証明書交付ができます。
※役場正面玄関からお入りください。

軽自動車税（種別割）・自動車税（種別割）の納税をお忘れなく

6月1日（月）は、軽自動車税（種別割）・自動車税（種別割）の納付期限です。4月1日現在、自動車をお持ちの方に納税通知書をお送りしますので、通知書に記載の納付場所

手続きに必要なもの

- ▽身体障害者手帳等
- ▽運転する方の免許証
- ▽認印
- ▽車検証
- ▽納付書（納付前のもの）
- ※減免を受ける方は、5月25日（月）までに申請をしてください。

税に関する手続き

- ▽家屋を取り壊したら
登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。
- 登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。
- ▽自動車等を廃車・譲渡したら
原動機付自転車および小型特殊自動車

ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

▽自動車等を購入したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

- 三輪および四輪以上の軽自動車
軽自動車検査協会愛知主管事務所 小牧支所
- 二輪小型自動車・普通自動車
中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所
- 軽二輪自動車（126CCから250CC）
愛知県軽自動車協会小牧分室

※車両ごとに異なります。

家屋調査にご協力を

1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、令和3年4月から固定資産税の課税対象となるため、今年6月から家屋調査をおこないます。

問合せ先

税務課固定資産グループ
☎95-11113